



新年のご挨拶

法務大臣 齋藤 健

明けましておめでとございませう。
誌友の皆様には、輝かしい新春をお健やかに迎え
ることとお慶び申し上げます。

さて、私は、昨年11月、法務大臣に就任いたしました。その際、岸田内閣総理大臣からは、差別や虐待のない社会の実現を目指し、個別法によるきめ細かな人権救済を推進するよう指示を受け、現在、その実現に向けて全力で取り組んでおります。

私は、現在の経済産業省に23年間勤務した後、政治の世界に16年間身を置いてまいりましたが、その間、人権の大切さを意識しなかったことはありません。人権は、あらゆる国民生活と社会経済の基礎をなすものであり、国民ひとりひとりの幸せと繁栄のためには、社会で暮らす全ての方々に人権が保障されるのが不可欠です。この人権の擁護を所管する法務省は、まさに日本を日本たらしめる基盤を守り、発展させていく、最も重要な使命を負った役割である、そのようなことを日々考えながら法務大臣としての職務を遂行し、その責任の重さを実感しているところです。

この国の存立の礎となる人権を守るため、全国津々浦々で約1万4,000人もの人権擁護委員の方々が、ボランティアで、精力的に、粘り強く人権擁護活動に従事してくださっていることは、我が国にとって、何ものにも代えがたい、かけがえのない貴重な財産だと思えます。国際的に見てもこのような制度を擁する国はほかになく、日本の真の豊かさを象徴する一つの現れと言っても過言ではありません。

他方、我が国にはまだまだ解消しなければならぬ人権課題が少なくないことも、また事実です。特に、日本の未来を担う子どもたちに、自分も他人も大切に、違いを認め合う心を育むことは、差別やいじめ、偏見のない社会を築いていくためにもとても重要なことです。この点、コロナ禍の状況においても、令和3年度に「人権教室」や「人権の花運動」に参加した小中学生は、合計延べ約93万人に上り、また、法務局に送られてきた「子どもの人権SOSミニレター」は全国で毎年約1万通に上ると聞いています。

このような数字は、人権擁護委員の皆様お一人お一人が、地域の実情等に応じ、「人権教室」の自身に工夫を凝らしてくださったり、ミニレターの一通一通に丁寧に返事を書いてくださったことの積み重ねにほかなりません。改めて人権擁護委員の皆様方に、深く敬意を表するとともに、皆様の御活躍がより広く社会に認知されるよう、様々な機会を捉えて国民にその活動をお知らせしてまいりたいと考えています。

人権擁護委員の皆様におかれましては、これから、地域住民に信頼される相談パートナーとして、こどもを含むあらゆる人権課題の解消に向けて御活躍いただきますよう、心からお願い申し上げます。この1年が平和で明るい年となりますこと、そして、皆様と御家族の方々の御多幸、御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶いたします。



新年のご挨拶

公益財団法人 人権擁護協力会

理事長 中村 浩 紹

誌友の皆様におかれては、人権擁護活動への取組に日々ご尽力され、本誌へのご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

昨春は、コロナ禍が終焉し、充実した人権擁護活動の年となるよう祈念し歩み出しましたが、2月24日、ロシアによるウクライナに対する侵略と残虐行為が敢行され、未だに止むことのないまま新たな年を迎えてしまいました。

国連安保理常任理事国であるロシアによる無差別の殺傷・破壊の人権侵犯行為に、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」（国連憲章前文）と宣言して発足した国連の崇高な使命がかき消されようとしているのです。

国際の平和及び安全の維持という責務の付託と加盟国に代わってこの責任に基づく義務を果たす行動をなす権限を与えられた安保理が、機能不全に陥っており、普遍的な人権の確立を目指す人権の世紀を危うくする誠に憂うべき事態と言わざるを得ません。

一方では、北朝鮮による日本人拉致被害者の帰国が未だ叶わぬ現実に、国境を越えた人権問

題解決の困難さを痛感します。

また、「企業の人権尊重責任」の具体的取組も課題です。国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、①人権を保護する国家の義務（10原則）、②人権を尊重する企業の責任（14原則）、③救済へのアクセス（7原則）を柱とする個別原則を策定しています。

日本人は、江戸時代より「売り手良し」、「買い手良し」、「世間良し」と商人道徳を掲げ、企業の責任を果たしてきました。私たちは、世界経済の中で特に、サプライチェーンにかかる人権問題に関心を向ける必要があります。地球温暖化・企業公害に伴う環境破壊問題の取組は、未来の世代の為に私たちに課せられた責務です。

いじめ、虐待、差別等々の被害予防を啓発し、救済の手を差し伸べることは必須であり、これら身近な課題へのアプローチを通じて普遍的な人権への関心を培うことの大切さを人権教室等で推進すべきと思います。

新たな年が、差別と偏見・恐怖から免れ、多様性が尊重され、あまねく平穏で安全な日常生活を取り戻し、輝かしい共生社会の始まりの年となるよう皆様と共に祈念したいと思います。



新年のご挨拶

法務省人権擁護局長

松下裕子

あけましておめでとございます。今年も皆さまと御家族がお健やかで幸せに暮らせる1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年は、5年ぶりに人権問題に関する世論調査が行われました。コロナ対策として、調査方法が調査員による個別面接聴取法から郵送法に変わりましたが、「関心のある人権問題」への回答の変化も、時代を反映したものとなりました。

平成29年の前回調査では、上位が「障害者、インターネット、高齢者、子ども」でしたが、今回は「インターネット、障害者、子ども、女性」となり、半分以上の人がインターネット問題を挙げました。前回調査の後、コロナ下で、テレワークやリモート授業が普及し、こどもたちへのタブレット配布も進み、インターネットを利用する機会も大幅に増えましたので、ネット上の人権侵害への関心が高まるのは自然な成り行きとも言えます。また実際、多くの人権問題がSNSや動画サイト上で起きており、それに適切に対応していくことが求められています。

こうした状況に対し、昨年は、刑法改正により侮辱罪の法定刑が引き上げられたほか、いわゆるプロバイダ責任制限法の改正法が施行された

ことで発信者情報の開示手続がより容易になるなど、誹謗中傷をした者への責任追及という点での環境が整備されました。

また、法務省の人権擁護機関が行っているプロバイダ等への削除要請の実効性を確保する点についても、公益社団法人商事法務研究会主催の有識者検討会で誹謗中傷投稿の違法性判断に関する法的整理がなされ、当該投稿の削除を求める側とプロバイダ等の事業者側が議論をする共通基盤づくりが進みましたし、事業者等との粘り強い意見交換などを通じて、違法投稿の削除実績も向上してきたように感じています。

でも一番望ましいのは、社会のすべての人たちが、他人をむやみに傷つけるような投稿をしないうつ、気をつけてインターネットを利用するようになることです。そのために必要なのが、人権啓発活動だと思います。すぐに成果が見えにくいかもしれませんが、人権擁護委員の皆さま方が、コロナ下でも全国各地で人権教室を始め各種啓発活動に取り組んでくださっていることは、その活動に接した人たちの心に必ず残り、少なからぬ違法投稿を未然に防いでいるはずです。本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。



新年のご挨拶

全国人権擁護委員連合会

会長 内田 博文

新年、明けましておめでとうございます。人権擁護委員の皆様方には、当全国人権擁護委員連合会の活動に対しまして、常日頃、多大のご支援、ご協力を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。

21世紀に入り、インターネットやSNS等の普及により、手軽に情報を収集・発信できるようになりました。その一方で、プライバシーの侵害、誹謗中傷、デマの配信・拡散、個人情報流出などの人権侵害が深刻な問題となっています。

法務省の人権擁護機関が受けたインターネットに関する人権相談の件数は、2019年1月から2021年12月までの3年間に2万件を超えました。インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理件数も、5,382件に上っています。

違法性があると判断されて、プロバイダ等に対する削除の「要請」がなされた件数は、1,372件に及んでいます。

被害者や被害企業の救済がスムーズに進むように、プロバイダ責任制限法が2021年に改正され、2022年10月1日に施行されました。

インターネット上の誹謗中傷対策で、侮辱罪を厳罰化し、現行の懲役や罰金刑の対象とする改正刑法も昨年（2022年）6月13日、国会で可決、成立しました。

このように、人権擁護をめぐる法整備の動きは目

覚ましいものがあります。

人権はたえず進化していきます。これまでの常識は、今後は非常識という事態も起こりかねません。この進化に、私たちの活動も即応していかなければなりません。人権の世紀にふさわしい社会の実現に向けて、一瞬たりとも、歩みを止めることはできません。私たち、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動は、皆様方のご支援、ご協力のお蔭もありまして、少しずつですが、社会での認知を広げつつあります。

人権擁護委員が各地で取り組んでいます人権教室に対する学校等からの依頼は増加傾向にあります。子どもの人権SOSミニレターの配付先も児童相談所や高等学校など、拡充が図られつつあります。LINE相談にも人権擁護委員が従事するようになっていきます。

今後とも、人権擁護委員の皆様方と力を合わせて、法務省人権擁護局や法務局人権擁護部等の職員の方々、人権擁護協力会の皆様と「車の両輪」となって、国民の期待に応えられるような人権擁護活動に取り組んでいければと願っております。

人権擁護委員の皆様方のますますのご活躍を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

2023年1月1日